

岡山サッカーリーグ運営規程

第1章 組織

第1条 本リーグは、加盟チームの自主運営を基本とし、岡山社会人サッカー連盟運営委員会の統括の下に県リーグ、地区リーグ毎に、参加各チームの運営委員により、リーグ運営委員会等を構成し、その運営に当たる。

第2条 委員会等の構成

1. リーグ運営委員会

各チームの運営委員及び常任運営委員会委員をもって構成する。

2. 常任運営委員会

運営委員長、事務局長、会計長、会計監査委員及び常任運営委員をもって構成する。

第3条 委員等の選出

1. 運営委員長

常任運営委員中より互選し、1名を選出する

2. 事務局長

常任運営委員中より互選し、1名を選出する。ただし、他の役職との兼務は可能とする。

3. 会計長

常任運営委員中より互選し、1名を選出する。ただし、他の役職との兼務は可能とする。

4. 会計監査委員

常任運営委員中より互選し、1名を選出する。ただし、他の役職との兼務はできないものとする。

5. 常任運営委員

各チームの運営委員の中より互選し、若干名を選出する。ただし、他の役職との兼務は可能とする。

第4条 委員会及び委員等の任務

1. 常任運営委員会

リーグ運営の主管となり、リーグ運営事項の全てについて処理する。運営委員長は、緊急を要する事項が生じたときは常任運営委員会を招集し、これの処理に当たる。常任運営委員会にて決議された事項については、運営委員長又は事務局長が岡山社会人サッカー連盟運営委員会に出席して協議することができる。

2. 事務局長

リーグの事務的事項を処理する。

3. 会計長

リーグの会計的事項を処理する。

4. 会計監査委員

リーグ会計執行について年1回以上監査し会計監査報告書を作成し、速やかにリーグ運営委員会に提出する。

第5条 常任運営委員等の任期は、毎年4月1日から当該年度末（3月31日）までとし、再任を妨げない。

第2章 運営

第6条 競技は、公益財団法人日本サッカー協会競技規則によって運営され、試合時間は、県リーグ1部80分、県リーグ2部以下は70分とし、インターバルは、5分以上10分以内とする。なお、選手交代はゴールキーパーを含め7名登録のうちから5名までを認める。

第7条 退場処分を受けた選手は、直近の公式戦1試合の出場を停止する。2試合以上の処分については規律・フェアプレー委員会が決定する。

第8条

1. 警告の累積による公式試合の出場停止試合数は以下のとおりとする。なお、同一試合で2回の警告を受けて退場処分を受けた場合には、その2回の警告は累積に加算しない。

(1) 1チームの最大試合数が9試合以下の競技会の場合：

警告の累積が2回に及んだ選手は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。

(2) 1チームの最大試合数が10試合以上19試合以下の競技会の場合：

警告の累積が3回に及んだ選手は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。

(3) 1チームの最大試合数が20試合以上の競技会の場合：

警告の累積が4回に及んだ選手は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。

2. 前項各号の場合において、当該競技会で警告の累積による出場停止を繰り返した場合には、2回目以降については、2試合の出場停止処分とする。

3. 警告の累積による公式試合の出場停止処分は、当該警告処分を受けた競技会(大会規程等により当該競技会と一体と成すとみなされるものを含む。)の試合の

みに適用されるものとし、他大会に影響しない。

【例】(1)の競技会では、2回目で1試合、4回目で2試合、6回目で2試合の出場資格停止となる。

第9条 運営についての非協力チームは、常任運営委員会がその処分をする。

第3章 開催場所

第10条 岡山県内各会場において開催する。

第4章 審判運営

第11条 審判については、有資格者がこれに当たる。

第12条 審判に対する経費は、リーグ加盟料より支出する。

第5章 日程の作成

第13条 年1回総当りのリーグ戦とし、各チームの年間試合数が均一となるように努める。ただし地区リーグについては、リーグの事情により試合数を限定することができる。

第14条 本リーグは、5月から7月（前期）、9月から11月（後期）の期間内においての運営を原則とする。

第15条 試合の組合せ及び日程は、各リーグ毎のリーグ運営委員会において作成する。

第6章 運営経費

第16条 本リーグは、各チームのリーグ加盟料により独立採算制をもって運営し、その会計は常任運営委員会が司る。

第17条 本リーグの会計年度は、毎年4月1日から当該年度末（3月31日）までとする。

第18条 常任運営委員会は、リーグ予算書を作成し、リーグ運営委員会に提出してその承認を求めるものとする。

第19条 加盟チームは前項の加盟料を常任運営委員会の指定した期日までに納入す

るものとする。

第20条 常任運営委員会は、運営経費の決算報告書をリーグ運営委員会に提出し、その承認を求めなければならない。

第7章 選手登録表の作成及び提出

第21条 規約第5条に定める選手登録は、連盟指定の期日までに、毎年公益財団法人日本サッカー協会の登録様式にて手続きとするものとする。

第22条 選手登録の追加・移籍については、前期、後期の申請期日を統一し、申請期日内であれば、追加、移籍の自由は認めるが、申請期日を過ぎての追加、移籍は認めない。

第8章 補則

第23条 運営規定に定めていない事項については、岡山社会人サッカー連盟運営委員会において決定する。

第24条 本規定の改廃は岡山社会人サッカー連盟運営委員会において決定する。

(附 則) 本規約は、昭和49年3月2日から施行する。

平成19年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和6年6月1日一部改正

岡山サッカーリーグ運営規程

第1章 組織

第1条 本リーグは、加盟チームの自主運営を基本とし、岡山社会人サッカー連盟運営委員会の統括の下に県リーグ、地区リーグ毎に、参加各チームの運営委員により、リーグ運営委員会等を構成し、その運営に当たる。

第2条 委員会等の構成

1. リーグ運営委員会

各チームの運営委員及び常任運営委員会委員をもって構成する。

2. 常任運営委員会

運営委員長、事務局長、会計長、会計監査委員及び常任運営委員をもって構成する。

第3条 委員等の選出

1. 運営委員長

常任運営委員中より互選し、1名を選出する

2. 事務局長

常任運営委員中より互選し、1名を選出する。ただし、他の役職との兼務は可能とする。

3. 会計長

常任運営委員中より互選し、1名を選出する。ただし、他の役職との兼務は可能とする。

4. 会計監査委員

常任運営委員中より互選し、1名を選出する。ただし、他の役職との兼務はできないものとする。

5. 常任運営委員

各チームの運営委員の中より互選し、若干名を選出する。ただし、他の役職との兼務は可能とする。

第4条 委員会及び委員等の任務

1. 常任運営委員会

リーグ運営の主管となり、リーグ運営事項の全てについて処理する。運営委員長は、緊急を要する事項が生じたときは常任運営委員会を招集し、これの処理に当たる。常任運営委員会にて決議された事項については、運営委員長又は事務局長が岡山社会人サッカー連盟運営委員会に出席して協議することができる。

2. 事務局長

リーグの事務的事項を処理する。

3. 会計長

リーグの会計的事項を処理する。

4. 会計監査委員

リーグ会計執行について年1回以上監査し会計監査報告書を作成し、速やかにリーグ運営委員会に提出する。

第5条 常任運営委員等の任期は、毎年4月1日から当該年度末（3月31日）までとし、再任を妨げない。

第2章 運営

第6条 競技は、公益財団法人日本サッカー協会競技規則によって運営され、試合時間は、県リーグ1部80分、県リーグ2部以下は70分とし、インターバルは、5分以上10分以内とする。なお、選手交代はゴールキーパーを含め7名登録のうちから5名までを認める。

第7条 退場処分を受けた選手は、直近の公式戦1試合の出場を停止する。2試合以上の処分については規律・フェアプレー委員会が決定する。

第8条

1. 警告の累積による公式試合の出場停止試合数は以下のとおりとする。なお、同一試合で2回の警告を受けて退場処分を受けた場合には、その2回の警告は累積に加算しない。
 - (1) 1チームの最大試合数が9試合以下の競技会の場合：
警告の累積が2回に及んだ選手は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。
 - (2) 1チームの最大試合数が10試合以上19試合以下の競技会の場合：
警告の累積が3回に及んだ選手は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。
 - (3) 1チームの最大試合数が20試合以上の競技会の場合：
警告の累積が4回に及んだ選手は、当該競技会の次の1試合を出場停止処分とする。
2. 前項各号の場合において、当該競技会で警告の累積による出場停止を繰り返した場合には、2回目以降については、2試合の出場停止処分とする。
3. 警告の累積による公式試合の出場停止処分は、当該警告処分を受けた競技会(大会規程等により当該競技会と一体と成すとみなされるものを含む。)の試合の

みに適用されるものとし、他大会に影響しない。

【例】(1)の競技会では、2回目で1試合、4回目で2試合、6回目で2試合の出場資格停止となる。

第9条 運営についての非協力チームは、常任運営委員会がその処分をする。

第3章 開催場所

第10条 岡山県内各会場において開催する。

第4章 審判運営

第11条 審判については、有資格者がこれに当たる。

第12条 審判に対する経費は、リーグ加盟料より支出する。

第5章 日程の作成

第13条 年1回総当りのリーグ戦とし、各チームの年間試合数が均一となるように努める。ただし地区リーグについては、リーグの事情により試合数を限定することができる。

第14条 本リーグは、5月から7月（前期）、9月から11月（後期）の期間内においての運営を原則とする。

第15条 試合の組合せ及び日程は、各リーグ毎のリーグ運営委員会において作成する。

第6章 運営経費

第16条 本リーグは、各チームのリーグ加盟料により独立採算制をもって運営し、その会計は常任運営委員会が司る。

第17条 本リーグの会計年度は、毎年4月1日から当該年度末（3月31日）までとする。

第18条 常任運営委員会は、リーグ予算書を作成し、リーグ運営委員会に提出してその承認を求めるものとする。

第19条 加盟チームは前項の加盟料を常任運営委員会の指定した期日までに納入す

るものとする。

第20条 常任運営委員会は、運営経費の決算報告書をリーグ運営委員会に提出し、その承認を求めなければならない。

第7章 選手登録表の作成及び提出

第21条 規約第5条に定める選手登録は、連盟指定の期日までに、毎年公益財団法人日本サッカー協会の登録様式にて手続きとするものとする。

第22条 選手登録の追加・移籍については~~前期、後期とも原則としてリーグ戦開始1週間前迄とし、その後の変更は認めない。~~前期、後期の申請期日を統一し、申請期日内であれば、追加、移籍の自由は認めるが、申請期日を過ぎての追加、移籍は認めない。

第8章 補則

第23条 運営規定に定めていない事項については、岡山社会人サッカー連盟運営委員会において決定する。

第24条 本規定の改廃は岡山社会人サッカー連盟運営委員会において決定する。

(附 則) 本規約は、昭和49年3月2日から施行する。

平成19年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

令和6年4月1日一部改正